

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成25年度後期技能検定を次のとおり実施します。

平成25年9月2日

佐賀県知事 古 川 康

## 1 実施職種

### (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

### (2) 1級及び2級

工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）  
めっき（溶融亜鉛めっき作業） 機械検査（機械検査作業） 機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業） 電気機器組立て（シーケンス制御作業） 半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業） 自動販売機調整（自動販売機調整作業） 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業） 農業機械整備（農業機械整備作業） 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作业） 婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業） 和裁（和服製作作業） 石材施工（石材加工作业） パン製造（パン製造作業） 建築大工（大工工事作業） かわらぶき（かわらぶき作業） 配管（建築配管作業） 型枠施工（型枠工事作業） 鉄筋施工（鉄筋組立て作業） コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業） 防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化

ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業及び組織試験作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 3級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 級の区分のないもの(以下「単一等級」という。)

樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)によって行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料 16,500円

ただし、2級又は3級の技能検定試験を受検する者で(ア)から(オ)まで

に該当するものにあつては4,100円とし、3級の技能検定試験を受検する者で(カ)に該当するものにあつては11,000円とします。

(ア) 県内に所在する公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校(以下「公共職業能力開発施設等」という。)の訓練生(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者で職に就いているものを除く。以下同じ。)

(イ) 県内に所在する認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設(以下「認定職業訓練施設」という。)の訓練生(職に就いている者を除く。以下同じ。)

(ウ) 県内に所在する学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の在校生(以下「高等学校等の在校生」という。)

(エ) 県内において職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定により認定された職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)を受けている者

(オ) 県外に所在する公共職業能力開発施設等の訓練生、県外に所在する認定職業訓練施設の訓練生、県外に所在する高等学校等の在校生又は県外において求職者支援訓練を受けている者(以下「県外施設訓練生等」という。)で、県内に居住しているもの

(カ) 県外施設訓練生等で、県外に居住しているもの

## イ 実施期日

実技試験は、平成25年12月4日(水曜日)から平成26年2月16日(日曜日)までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

## ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

工 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ平成 25 年 11 月 27 日（水曜日）に佐賀県職業能力開発協会において掲示します。ただし、一部の職種については、公表しません。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100 円

イ 実施期日

(ア) 特級 平成 26 年 2 月 2 日（日曜日）

(イ) 1 級及び 2 級

検定職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	平成 26 年 1 月 26 日（日曜日）
工場板金 めっき 自動販売機調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 パン製造 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図	平成 26 年 2 月 2 日（日曜日）
機械保全、半導体製品製造 空気圧装置組立て 和裁 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 電気製図 塗装	平成 26 年 2 月 9 日（日曜日）

(ウ) 3 級

検定職種	実施期日
電気機器組立て 配管	平成 26 年 1 月 26 日（日曜日）
機械加工 冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図	平成 26 年 2 月 2 日（日曜日）
機械検査 和裁 建築大工 テクニカルイラストレーション 電気製図	平成 26 年 2 月 9 日（日曜日）

(I) 単一等級

検定職種	実施期日

バルコニー施工	平成 26 年 2 月 2 日（日曜日）
樹脂接着剤注入施工	平成 26 年 2 月 9 日（日曜日）

#### ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

### 4 受検申請の手続

#### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 2 級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生、認定職業訓練施設の訓練生、高等学校等の在校生及び求職者支援訓練を受けている者（県外施設訓練生等で、県外に居住しているものを除く。） 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書

エ 3 級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生、認定職業訓練施設の訓練生、高等学校等の在校生及び求職者支援訓練を受けている者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書

オ 2 級又は 3 級を受検する県外施設訓練生等で、県内に居住しているもの 健康保険証その他の現住所が確認できる書面の写し

#### (2) 提出先

佐賀県職業能力開発協会

郵便番号 840-0814

佐賀市成章町 1 番 15 号

電話番号 0952-24-6408

#### (3) 受付期間

平成 25 年 10 月 7 日（月曜日）から同月 18 日（金曜日）まで（土曜日、

日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する  
休日は除く。)

#### (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会で配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、佐賀県職業能力開発協会  
(電話番号 0952-24-6408) まで御連絡ください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定の受  
検申請書在中」と朱書してください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を  
同封してください。

#### 5 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、佐賀県職業能力開発協会へ同  
協会が指定する方法により納付してください。ただし、実技試験又は学科試  
験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受け  
なかった場合でも手数料は返還しません。

#### 6 合格の発表等

##### (1) 合格通知

技能検定合格者については、県がその旨を通知し、実技試験又は学科試  
験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会  
が書面でその旨を通知します。

また、技能検定合格者の受検番号を平成26年3月14日(金曜日)に佐  
賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)等で発表します。

##### (2) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2

級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 電話番号 0952-25-7310）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号 840-0814 佐賀市成章町 1 番 15 号 電話番号 0952-24-6408）に問い合わせてください。